

使用済燃料中間貯蔵施設に関する
調査検討特別委員会会議録
(第6回審査)

(令和3年12月27日)

む つ 市 議 会

使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会
(第6回審査)

○開会の日時 令和 3年12月27日(月) 午後 1時00分開議
午後 2時17分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員 (22人)

委員長	富岡幸夫	副委員長	佐々木 肇
委員	佐藤 武	委員	工藤 祥子
”	杉浦弘樹	”	東 健而
”	野中貴健	”	佐賀英生
”	斉藤孝昭	”	山本留義
”	富岡直哉	”	村中浩明
”	鎌田ちよ子	”	住吉年広
”	白井二郎	”	濱田栄子
”	佐藤広政	”	岡崎健吾
”	原田敏匡	”	佐々木隆徳
”	浅利竹二郎	”	大瀧次男

○欠席委員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	宮下宗一郎
副	市長	川西伸二
教	育	長 阿部謙一
公	営	企業管理者 村田尚
行	政	顧問 鎌田光治
総	務	部長 吉田真
総	務	部理事市長公室長 千代谷賀士子
企	画	政策部長 松谷勇
財	務	部長 吉田和久
財	務	部 策 務 推 進 監 榎山政之

民 生 部 長	杉 澤 一 徳
福 祉 部 長	藤 島 純
健康づくり推進部長	中 村 智 郎
経 済 部 長	立 花 一 雄
都 市 整 備 部 長	中 里 敬
建 設 技 術 部 長	小笠原 洋 一
川 内 庁 舎 所 長	木 下 尚 一 郎
大 畑 庁 舎 所 長	伊 藤 大 治 郎
脇 野 沢 庁 舎 所 長	工 藤 和 彦
会 計 管 理 者	野 藤 賀 範
教 育 部 長	角 本 力 久
上下水道局長民生部理事	中 村 久
総務部政策推進監総務課長	野 坂 武 史
企画政策部政策推進監 健康づくり推進部副理事	小 田 晃 廣
子どもみらい部政策推進監 子育て支援課キッズパーク所長	澁 田 剛
総務部総務課総括主幹	葛 西 信 弘
総務部防災安全課長	古 屋 敷 均
企画政策部エネルギー戦略課長	一 戸 義 則
財 務 部 財 務 課 長	石 橋 秀 治
財務部財務課資金企画室長	菊 池 円
財 務 部 税 務 課 長	飯 田 啓 太 郎
総務部市長公室主幹	井 戸 向 秀 明
財 務 部 財 務 課 主 幹	立 花 幸 一
総務部総務課主任主査	畑 中 佳 奈
企 画 政 策 部 エネルギー政策課主任主査	佐 藤 純 也

○事務局出席者

事務局 長	佐 藤 孝 悦	次 長	中 野 敬 三
総括主幹	櫻 田 誠	主 幹	堂 崎 亜 希 子
主任主査	井 田 周 作	主 任	浜 端 快

(午後 1時00分 開議)

○委員長(富岡幸夫) ただいまから本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は22人で定足数に達しております。

本日の審査は、前回審査において参考人としてお招きした東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社との質疑応答を受け、また先日12月23日、理事者側により実施された両社に対するヒアリングの内容について報告を受け、質疑応答を行うことといたします。

これより審査を行います。まず、理事者側より説明を受けた後に各委員からの質疑へと進めてまいりますので、ご了承願います。

ここで、質疑の方法についてお諮りいたします。本日の審査における質疑につきましては、会議規則第116条ただし書の規定により、1人3回までといたしたいと思いますが、このことについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、本日の審査における質疑の回数については、1人3回までとすることに決定いたしました。

それでは、理事者側の説明を求めます。財務部長。

○財務部長(吉田和久) 資料「中間貯蔵事業に関する東京電力HD(株)及び日本原子力発電(株)のヒアリングを踏まえた論点について」ご説明いたします。エフエムアジュールをお聞きの皆様におかれましては、市のホームページに資料を掲載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

なお、ヒアリングの様子は、YouTube「むつ市長の62ちゃんねる」でライブ配信をさせていただいております。

1ページをお開き願います。12月23日に開催されました東京電力及び日本原電へのヒアリングは、12月7日に開催された特別委員会での質疑の内容及び12月20日に受理した文書について、東京電力及び日本原電に認識を確認する目的で実施いたしました。むつ市からは宮下市長、むつ市議会からはオブザーバーとして大瀧議長、佐々木隆徳副議長、富岡幸夫特別委員会委員長、佐々木肇特別委員会副委員長が出席しております。また、東京電力からは、宗常務執行役青森事業本部長、森安原子燃料サイクル部長、犬飼立地地域部長、松本青森事業本部副事業本部長が、日本原電からは木村取締役副社長、小室常務執行役員地域共生・広報室長、楠発電管理室室長代理が出席しております。

2ページをお開き願います。今回のヒアリング項目についてです。1、事業計画について、2、プルサーマル計画について、3、むつ市、むつ市議会、

むつ市民に対する説明責任について、4、むつ市使用済燃料税条例について、5、いわゆる共用化についての5点についてヒアリングを行いました。

3ページをお開き願います。ヒアリング項目の1、事業計画についてです。市からの1点目、「中間貯蔵施設においては、2020年11月に原子力規制委員会の事業変更許可を受けた時点で、2021年度からの6年間における使用済燃料の予定受払量の計画が定められていた。この中では、足元の計画、すなわち操業開始から6年間の搬入計画が示されているが、これが事業計画そのものではないか。むつ市やむつ市議会には、事業計画はないと言いながら、原子力規制庁には計画を提出している、ということだと受け止められかねないが、その見解は」について認識、確認しました。

事業者の見解は、「事業変更許可における1年目から6年目の計画は中長期計画であり、例えば最低限キャスクの手配が見込めそうなものを記載したもの。足元の計画を示せないと言っている具体的な計画は、それとは別に原子炉等規制法上、届出が必要となる貯蔵計画であり、実オペレーションの中でキャスクの手配等運用上の上積みをして計画するもの。この現実的な搬入計画が示せないという状況」にあるとのことでありました。

市からの2点目、「現実的な計画がない中で、原子力規制委員会の審査を受け、事業変更許可を受けている」ということは、「審査の根底がなくなっているのではないか」について確認しました。

事業者の見解は、「原子力規制委員会の審査の対象となった計画は、経理的基礎があるかどうかを判断するもの」であり、「その計画が違っていたら安全性がないという性質のものではない。実際の事業開始の時の計画はまた別に出すという建て付け」になっているとのことでありました。

これらの今後の論点として、「事業変更許可時に定められていた「1年目から6年目の中長期計画」とは正に足元の計画である。市議会に対しては、「中長期的には200トンから300トンの搬入計画はあるが、足元の計画は示せない」と説明していることと矛盾している。「事業変更許可時の計画は、経理的基礎を判断する計画のため実際のオペレーションの計画が異なるという説明は、場面に応じ、都合よく計画を変更していることになっているのではないか」。また、「事業者は、既に異なる2つの計画を示しているが、市に対して、足元の計画が示せないということとの整合性をどうとるのか」としております。

4ページをお開き願います。市からの3点目、「前回特別委員会において、年間200トンから300トンの搬入計画が変更になったのは今年の4月に市に説明した時だという説明があったが、2013年に規制委員会に届出したものから

既に搬入計画は変わっていた。なぜ、最近変更になったという説明をしたのか」について確認しました。

事業者の見解は、「2013年の計画は、その性質上、最低限キャスクの数が手配できる見込みを基にしたもので、実際にはそれを上積みしてやれる可能性もあるということを検討しており、そうした中で、実輸送の中でも、現実を考えると200トンから300トンは難しいと4月に初めて申し上げた」とのことでありました。

市からの4点目、「リサイクル燃料備蓄センターの概要」が立地協定の前提となっているのかということについての認識は」について確認しました。

事業者の見解は、「2004年2月に立地をお願いする際に、文書として出した事業の基本的枠組みであり、この「概要」をしっかりと説明して立地を進め、協定を締結したというのが事実関係」であるとのことでありました。

市からの5点目、「概要」は年間搬入量というある意味課税の権利に関わる部分を含んでいる。このことを含めて権利や義務の関係が協定の前提にあって、それがあからこそ、むつ市は立地を認めたという重い歴史がある。そうした中で、契約上の義務が一方的に変更されている状況だと捉えているが、どういう認識であるか」について確認しました。

事業者の見解は、「計画について、何度も変更を重ねてきたということで、本当に未だに事業開始に達していない状況を申し訳なく思っている。概要に書いてある内容が変更になる場合には、まずは丁寧にご説明させていただくという形で進めさせていただきたい」とのことでありました。

これらの今後の論点として、「原子力規制委員会に対し、RFSが提出している予定受払量の計画を、どの程度事業計画として認識しているかしっかりと確認する必要がある」。また、「概要」に記載されている様々な計画内容の変更が、契約上の義務の変更にあたり、権利の侵害にあたるのではないかとしております。

5ページをお開き願います。ヒアリング項目の2、プルサーマル計画についてです。市からの1点目、「東京電力及び日本原電は、「プルサーマル発電所の見通しが立っていない」という説明を前回の特別委員会で答弁している。事業開始をして、仮に再処理したとして、どこの発電所に持っていくという整理をしているのか」について確認しました。

事業者の見解は、「将来的にしっかりとプルサーマルでやっていくという中で、貯蔵後の燃料も再処理をして、自社でプルトニウム消費をしっかりとっていく」とのことでありました。

市からの2点目、「プルサーマルの発電所がなくてその再処理された燃料

の行き先がないとなった時には、そもそも再処理工場は、中間貯蔵施設からの使用済燃料を受け入れるのか」について確認しました。

事業者の見解は、「再処理の結果できたプルトニウムを使ったM O X燃料については、それぞれの発電所を所有している会社が自社で消費をするということが原則になっている」とのことでありました。

市からの3点目、プルサーマル発電所の具体的な地点が定められていない中で、中間貯蔵事業は供用開始できるのか」について確認しました。

事業者の見解は、「中長期的に整合性をもってサイクル全体を進めていくという方針のもと、まずは、今柏崎刈羽に保管している使用済燃料1基を搬出したいと考えている」とのことでありました。

今後の論点として、「国の核燃料サイクル全体の考え方として、使用済燃料の全量再処理という方針が今後も継続していくか、注視する必要がある」。

「また、プルサーマル発電所の具体的な地点を、今後、両社がどのように定めていくか注視する必要がある」としております。

6ページをお開き願います。ヒアリング項目の3、むつ市、むつ市議会、むつ市民に対する説明責任についてです。市からは、「事業計画の変更等がある場合には、丁寧に説明していくということを様々な場面で答弁していただいている。この「丁寧」とは、具体的に、どの対象に、どのように説明をしていくということが丁寧にだというふうに解釈しているのか。現時点での具体的な考えは」について確認しました。

事業者の見解は、「一日も早く示したいと考えている搬入計画が策定されたら、市当局、そして市民の皆様、必要に応じて市議会にも、という形になる」とのことでありました。

今後の論点として、「どういう形で市当局や議会、市民の皆様の説明するかということについて、不明瞭。今後の説明のあり方については、市を交えて検討する必要がある」としております。

7ページをお開き願います。ヒアリング項目の4、むつ市使用済燃料税条例についてです。市からの1点目、「前回特別委員会の中で「今の税率ではR F Sの健全な経営に影響を及ぼすおそれがある」という回答があった。その根拠について、なぜ事業計画がないのにその部分だけ断言したのか」について確認しました。

事業者の見解は、「R F Sの資本金等の全体を考えた上で、今の規模だと、健全な経営に影響を与える可能性が高いということ。課税が始まれば、事業が続く限り義務が生じるということ念頭に、精緻に計算したというよりは、全体で考えてその可能性が高いと申し上げた」とのことでありました。

市からの２点目、「R F Sの事業変更許可申請書の経理的基礎に、貯蔵事業に伴い発生する総費用を負担すると明記されている」とのことだが、中間貯蔵事業の総費用の負担者は東京電力及び日本原電であるという理解でよいか」について確認しました。

事業者の見解は、「東京電力と日本原電が負担して、合理的な料金の中で事業を運営していく」とのことでありました。

市からの３点目、「全体的に、「納税の当事者はR F S」、「協議中の内容」、「相手があること」ということで回答を差し控えると答弁が多かった。ところが、青森県の動向についてのみ自身で答えている。なぜ青森県が課税する可能性があると考えているのか。内々でそういう話があったのか」について確認しました。

事業者の見解は、「一般的な話として、青森県も課税の可能性があるということで、この動向を見極める必要があるということはR F Sと同様の認識であるため、それを言葉として表した。青森県内、他の原子力事業者には核燃料物質等取扱税が今課税されており、R F Sが事業主体として、そういう可能性も考慮しながら事業を進めることだと考えている。青森県から内々での話はない」とのことでありました。

今後の論点として、「担税力そのものは、総費用を負担する両社のものであることが明らかになった」。「今後は、そうした前提を踏まえ、年明けに、現時点で総務省から示唆をいただいている課題を処理し、最終的な施行に向け、総務省協議を進めていく」としております。

８ページをお開き願います。ヒアリング項目の５、いわゆる共用化についてです。市からの１点目、「東京電力と日本原電の原子力発電所で発生する使用済燃料のみを貯蔵する予定で、全国の使用済燃料を貯蔵することはない」という答弁について、改めて両社の見解は」について確認しました。

事業者の見解は、「今もその基本原則は変わっていないということで間違いない」とのことでありました。

市からの２点目、「地元の理解を得て共用化の検討に着手」という説明を事業者及び電事連はしているが、事業計画がないと言っている中で、共用化の余地はあり得ない。検討も議論もできるはずはないが」、このことについて確認しました。

事業者の見解は、「共用化については、搬入計画はないということで、我々としてはそれ以上に地元の理解を得られるというステップに進めるということもないと思っている」とのことでありました。

市からの３点目、「電事連が話を持ってきたということは、その会員であ

る東京電力が持ってきたということと一緒に。電事連内で、なぜ事業計画がないことを説明し、事業計画ができてからでなければそんなことはできないという論理構成にならなかったのか」について確認しました。

事業者の見解は、「事業計画があるかないかということについて、思い至らなかったのか、議論があったのか、申し訳ないがわかりきっていない。検討に着手する前の段階で、地元に対して我々自身が説明するようなことではないと判断したと思っている」とのことでありました。

今後の論点としては、「東京電力は電事連の会員会社である。従って電事連イコール東京電力であると考えている。電事連から発せられる内容については、推測ではなく、しっかり把握した上で明確に説明する必要がある」、「電事連に対して、東京電力本社から、同社自身の具体的な事業計画なしに共用化の議論はあり得ないと明確に伝えていただきたい。ただし、事業計画を示すことが共用化の条件になるわけではなく、それはあくまでも、事業計画を示すことが、中間貯蔵事業を実施することの条件になるということなので、そこは誤解をしないようにしていただきたい」としております。

9ページをお開き願います。市長から最後に、「市と事業者は連携してこの事業を進める立場にあるということは変わらないが、市民の皆様の信頼を裏切る、あるいは市民の皆様に対して不誠実な対応があった場合には、見逃すことはできない」、「今後の論点となった事項を含め、今回のヒアリングで矛盾を感じた点や詳細の確認が必要な点については、文書での回答あるいは再度確認する機会を設定したい」と伝えております。

ヒアリングの説明は以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） これで説明を終わります。

それでは質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 私も、東京電力、日本原電のヒアリングの際に、オブザーバーとして参加しておりました。そのやり取りを聞いておりましたが、全く前に進まない回答が繰り返されており、非常に残念であり、また不信感さえ覚えました。

そこで、市長にお尋ねをいたします。R F S、そして親会社である東京電力、日本原電も特別委員会での招致、招致後のヒアリングが全体で4回のやり取りがありましたが、その4回のやり取りを終わった後の所感をお伺いしたいと、このように思います。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

大瀧議長はじめ副議長、そして委員長、副委員長にもご出席いただいて、ヒアリングのほうを実施させていただきました。改めて感謝申し上げます。今大瀧委員のほうから全く前に進まない回答が繰り返されていたというような指摘がありました。確かに回答の内容としては、そういう印象はありました。

私が一番ひっくり返ったのは、当日のテレビの報道が、進展なしというふうな報道をしていて、それには一番驚いたのですが、ただ私は次に進むためのかなりの言質が取れたというふうには感じています。また、ヒアリングだけではなくて、議会のほうでもたくさん質疑が出て、そしてそれについてヒアリングができたので、すごく論点の詳細が明らかになった、そういう特別委員会での議論、そしてヒアリングだったと思います。

何よりもヒアリングのほう、今回「むつ市長の62ちゃんねる」で、ユーチューブでライブ配信したことによって、今この事業で何が起こっていて、何が悪いのか、誰が悪かったのかというのは、これはもう明らかになりました。ストレートに市民の皆様の側に伝わったということが多分一番大きかったと思っていて、ですから一連のプロセスは、非常に我々にとってよかったのではないかというふうに私は受け止めています。

具体的に言えば、例えば共用化の論点が消えました、はっきり申し上げて。これは、東京電力のほうの発言ですけれども、「搬入計画はないということで、我々としてはそれ以上に地元のご理解を得られるというステップに進めるということもないと思っています」と、明確にそういうふうに伝えたのです。つまり、共用化という話があるならば、まずは東京電力から事業計画の話があるというふうな段取りが明示されました。私自身は、そのことについて、「電事連について」、これ私の発言です、「東京電力本社から具体的な事業計画なしに共用化の議論はあり得ないと明確に伝えてください」というふうに伝えました。それに対して、「ちゃんと電事連のほうに伝えるように努めたいと思います」という回答がありましたので、共用化ということは現時点ではなくなったというふうに理解していいというふうに思います。

そういった意味で、その他の様々なこともあります。私どもとしては、論点がよく整理をされた議会での質疑、そしてヒアリングだったと認識をしてございます。

○委員長（富岡幸夫） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 今市長のほうから、論点が見えたというようなお話がありました。どうしても4回やっている中で事業計画もない、そしてまた主体的に示すための努力、いつまでにどうやってというめども示そうとしない

事業者に対し、今後期待というものが非常に薄くなっていると私は思いますけれども、市長としては事業者とどのように向き合っていくのか、ちょっとお聞きいたしたいと、このように思います。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私も大瀧委員と同じ感想を持っております。事業者のほうは、いずれの事業者もその場限りの答弁というふうな場面もありました。また、無理して答えないといけないので、矛盾した答弁もたくさんありました。こちらの質疑に対しても、趣旨を確認せずに繰り返し同じような答弁をする場面というのもありました。

どちらかというところ、印象としては我慢して、我慢して先に進めないことが仕事になっています。恐らく事業者の側としては、そうすることによって、むつ市以外の人たちからは評価されるのでしょうか、きっと。それはどことは言いませんが。この議場で我慢して、私のヒアリングで我慢して、何も言わないことが評価される仕組みになってしまっている、私はそう感じました。

ですから、少なくとも分かったのは、彼らは私たちの立地企業でありながら、私たちのスケジュールにも私たちのシナリオにも協力する意思はほとんどない、そういうふうにはしか私は受け取れません。それは、非常に残念なことでありますが、ただそのことを前提にこれからは話を進めていく必要があるのかなと、このように考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 今後は期日を決めて、やはりしっかりとした交渉をしていただきたいと、このように思います。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 今大瀧委員のほうから、全体に関して所感について質疑がありましたので、私のほうからは、私自身質疑させていただいた事業計画について質疑させていただきます。

親会社である東京電力、そして日本原子力発電へのヒアリングを経て、私としては幾ら事業計画の提示を求めても、一向に事業者は示すつもりが全くない、今もそうですが、近い将来もきっと示すことはないだろうという印象さえ持っております。また、そういったことが私以外でも、ここの議場にいる方々が思ったことだと思い、とても残念に思っております。その中で、市長が昨年11月にR F S社が事業変更許可を受けた時点で、事業開始から6年間の搬入計画が示されていることを指摘されました。私も事業許可申請に対

して許可を受けている計画は、どう考えても事業計画ではないかと思わざるを得ません。事業者が複雑に説明していて、同じ原子力規制委員会へ提出が必要な計画であっても、事業許可申請やら核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づくものやら、その種類や性質によって説明が度々変わっていることについて、市長は今現在どう思っているのか、その見解をお伺いします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） この質疑というか、これから私が申し上げることはすごく重要なことなので、そして私自身もヒアリングの後、よくよく頭の整理をして考えてきましたので、少し長くなるのですが、ちょっと聞いていただきたいと思います。

まず、そもそも第一に事業計画というふうに言っているのですが、これを議論するときには、その事業計画という定義をしっかりと明らかにすべきでした。そして、その上で共通の理解をしていく作業をすべきだったと。これは、私たちの反省も含めてそうだったと思うのですが、それは双方がすべきだったというふうにまず思っています。現状事業計画が何か複数あるかのような論点になってしまっていますので、ちょっとそこをまず整理します。

少なくともまず3つあります。1つは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、これ法律と普通に言います、法に基づくと普通に言います。法に基づく事業許可申請上の受払計画、これが1つ目です。

2つ目は、同法43条の13に基づく搬入計画。

さらに3つ目は、リサイクル燃料備蓄センターの概要に基づく事業計画という、3つあります。

本来であれば、受払計画にしても搬入計画にしても概要に基づく事業計画にしても、いずれにしても搬入量が書かれているものですから、3つとも矛盾、抵触があってははいけません。同じことは書かれていなければならぬと。そして、そのことをある場面で使い分けることすら本当はおかしいことだということが、まず話の前提にあるのです。ですから、事業者がこれを都合よく使い分けていること自体に問題があるということは、まず指摘をさせていただきます。

今原田委員が指摘したのも、私がヒアリング時に指摘したのも、1つ目の受払計画のことです。これは原子力規制庁に提出していて、事業許可の基礎になっている資料ですから、ある意味事業許可の根幹です。確かに事業者が言うように、安全性審査の対象外ということなのかもしれません。しかしながら、一方でR F S社の経理的基礎を判断する材料になります。これは、法

にそう書いています。ですから、事業の根幹であり、現時点では搬入の計画が最も詳細に記載されているものだというふうに評価できるのです。そして、今それが変更されているとすれば、変更したものをRFS社は原子力規制庁に出す必要があるのです。これは、法第47条の7第3項に書いています。変更されていて、原子力規制庁に出していなければ、同法違反になるような可能性もある。これは私たちが原子力規制庁に確認します、年が明けてから。

ということは、私たちにとってまず大事なものは、経理的な基礎になる計画です。それは、だって税の根拠になるものですから。ですから、それは確実にあるのです、今の時点で。今までないという説明してきたこと自体がおかしくて、あるのです、確実に。それが今の私の認識です。

いろんな向こう側からの矛盾があって、足元の計画は示せないと言っていました、その受払計画は1年目から5年目までの計画ですから、まさに足元の計画なのです。向こうが出せないと言っているのは、法に基づく搬入計画のほうなのです。でも、なぜそれが矛盾したかのように説明するのかが理解できない。そして、その受払計画が1年目から5年目までと、それは足元の計画というのですよねと、そういう指摘をしたとき一瞬詰まりましたよね、皆さんユーチューブで見ていただいた……。いや、まずいなと思ったのでしょう、そのとおりでなと思ったのでしょうか、その後ごまかしましたけれども。実際、だからそうやって矛盾している、答弁が。

別に定める搬入計画を足元の計画と述べることでごまかし、もう一回総合的に言えば、確かに事業計画というものは定義を曖昧にすれば幾つかあることになると思います。ただ、事業者が誠意を持ってそのことに答えるということであれば、その定義からまずしっかりした上で、そしてあらゆるそういう計画が矛盾、抵触のないように説明をしたり調整していく、そういう必要があるのだというふうに思うのです。ですから、その努力を怠って、さらにその場でごまかそうとするというやり方があったので、大変そのことについては憤りを感じていますが、整理をするとそういうことです。

ご質疑については、受払計画そのものが私たちが考えなければいけない経理的な基礎になる事業計画だというふうに、今私は認識しています。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） ありがとうございます。私もライブ配信を見ていて、最初のヒアリング項目の1番、大分盛り上がったといいますか、激しい論戦が繰り広げられておりましたね。

まず、市長が言ったことはまさにそのとおりでと思います。今回のヒアリ

ング項目、1番から5番までありますけれども、やっぱり一番の根幹は事業計画そのものでありまして、これがある程度提出されることによって、各項目が大分進んでいくのではないかなと思っております。東京電力及びRFS社に対しては、この事業計画を、先ほど大瀧委員が言ったとおりに期限を決めて早く出すことが市及び市民に対して一番の誠意に当たるのではないかなと、現時点では考えております。

そこで再質疑、1点だけさせていただきます。リサイクル燃料備蓄センターの概要についてですが、これもライブ配信を見ていると、概要と協定の関係性を市長が質疑したときの回答も曖昧というか、非常に歯切れが悪い印象を持ちました。

そこで、今回のヒアリングでの回答でリサイクル燃料備蓄センターの概要に記載されたことは、基本的な枠組みであり、それを説明して立地を進め、協定締結したという回答がありましたが、これは協定の前提となったということと同義であり、実際は完全に認めなかったわけですが、そのことが確認できたのではないかなと私自身受け止めております。こうしたことからいくと、協定を締結している中身、一般的には契約書と言ってもいいと思うのですけれども、中身については債務不履行ということで、いろいろこちら側から要求したり、そういったことも考えられるのではないかなと思うのですけれども、その辺市長のほうはどうお考えかお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） もう本当に率直に答えます、今日は。

原田委員から今ご指摘していただいたとおり、私も歯切れが悪い答弁だなというふうに思いました。というよりも、あまりにも慎重になっていましたよね。ということは、多分慎重になる理由があるのです、言ってはいけないという。言ったらどうなるか。でも逆に言えば、言ったらどうなるかと考えているということは、言ったらどうなるかという先のことがあり得ることだと思っている。ですから、そういう答弁になる。東京電力がまさにそのことを自覚しているからこそ、そういう答弁の方法になったということだと思います。ですから、大分慎重に答弁したと思いますが、私どもとしては確認できたのは、そういうやり取りがありましたので、協定はまさに契約そのものであって、協定の前提になる概要というのは協定締結の双方向の意思表示だと。そして、これが機能しない場合に債務不履行等の論点が生じるということは、彼らの慎重な答弁からも明らかになったと私は理解しています。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。岡崎健吾委員。

○委員（岡崎健吾） 私からは、プルサーマル計画についてお伺いをしたいと思います。

市長がプルサーマル計画についての搬出の見通しについて、東京電力、日本原子力発電に質疑をされておりましたが、その中でプルサーマル発電所の見通しが不明の中で事業開始ができるのかという質疑だったと思いますが、そのことを確認した市長の意図はどこにあったのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

使用済燃料は、再処理されなければ、再処理工場に行かなければ、たまる一方、ここに滞る一方ということになります。事業者側のプルサーマルに対する主体的な意思を確認するために、両社のプルサーマル計画について現時点の考え方をあえて公開の場でお聞きしたというような趣旨であります。事業者側は、責任者が当然来ていますので、その発言は重いというふうに思っています。このことについては、やはり都度確認していく必要があることだと思いますし、そうした事業者側の動きについては、我々としてしっかり把握すべきものと考えて質疑をさせていただいております。

○委員長（富岡幸夫） 岡崎健吾委員。

○委員（岡崎健吾） 今回の事業者の回答は、中長期的に整合性を持ってサイクル全体を進めていくという方針の下、まずは今柏崎刈羽原子力発電所に保管している使用済燃料1基を搬出したいと考えているというものでありましたが、その説明を受けて、市長はどのように受け止めたのか、最後にお聞きしたいと思います。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

ちょっと質疑のやり取りの中で、私自身も勘違いしていることがあって、その分は事業者側にも迷惑をかけた部分もあるのですが、まず国策での核燃料サイクルの推進という基本原則があります。その中で、使用済燃料については全量再処理をするという確固たる方針がありますので、基本的には再処理されるのだろうと。国のほうからは、今回のエネルギー基本計画の改定に当たって、一歩進んで、むつ市からの搬出先についてはそのとき稼働している再処理工場に搬出されますという話がありました。事業者の側にもプルサーマル計画、今はなかなか進まないけれども、意思としてこれをやるという話があって、その三本柱がありますので、使用済燃料の行き先の論点については一定の収束が今回の回答等で得られたというふうには理解をしています。ただ、今後もその搬出先が消失しないように、論点の推移というのを常

に注視していくということは必要だというふうには思いますが、いずれにいたしましても今回そのような形で事業者側から意思が示されたと、国のほうからも見解が示されたということで、その部分については少し安心してこれから見ていけるのかなと、このように考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 私のほうからは、むつ市、むつ市議会、むつ市民に対する説明責任についてちょっとお伺いさせていただきます。

何を聞いてもどうしても、丁寧に、丁寧にという言葉だけで、どのような丁寧なのかというのが全く疑問に思うような形でございましたが、今回市長は東京電力、日本原子力発電に対して、事業計画の変更などがある場合の丁寧な説明の考え方をお聞きしておりました。市長が考える市民の皆様に対する説明の理想とはどのようなものなのかお聞きします。

○委員長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） 事業者の説明についてお答えいたします。

まず、市が東京電力に対し、平成12年に立地可能性調査を依頼してから、平成17年に立地協定の締結に至るまで、当時どのような説明をしてきたかについてでございますけれども、この間東京電力による市民説明会は、町内会、地域、全市レベルと様々な規模で100回以上開催をされております。各説明会におきましては、リサイクル燃料備蓄センターの概要に記載のあった事業計画についての説明や参加者との質疑応答が行われておまして、立地の理解の醸成が図られ、そのことによって立地の了承に至ったものでございます。

また、その間には平成13年と平成17年の2回市長選挙、また平成15年には市議会議員選挙が行われております。中間貯蔵施設の誘致の是非が争点となった選挙が計3回あり、そうした中で立地協定の締結に至ったという経緯からも、市民の皆様が重要な判断をするための事業者からの丁寧な説明があったものと認識をしております。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 部長の答弁は、これまでの説明ということでしたが、改めて確認をしても、これだけの説明をしているわけです。そして、私たちの選挙も含めて、これだけの対応をして今に至ると。歴史ある決断だったと思います。ただ、それがあっさりとはまた別の説明になっているということに私は疑問を呈していると、そして議員の皆さんも同様であるというふうに理解をしています。

今後どのような形で説明が必要かということ、抽象的になりますけれども、

やはり複合的、複層的そして継続性のある説明が求められていると思います。具体的には、事業者側とよく整理をして、必要に応じて私どものほうから要請をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（富岡幸夫） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） ご答弁ありがとうございます。

本当に丁寧、丁寧という言葉だけで、今の現状を見ると、本当に丁寧にできるのかというのがかなり疑問には思っておるのですが、本当にそこら辺はきちりとした形で対応をしていただければなと思います。

そこで、再質疑させていただきますが、東京電力はむつ市議会への説明はいろいろあると思うが、必要に応じた形になると思っていると答えておりましたが、市議会への説明はどうあるべきか、市長のお考えをお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 議会への説明ということについては、議会の中で基本的には決めていただくことだと思っています。ただ、私自身は特別委員会で、こちらの席でオブザーバーというか、拝聴させていただいて、大変参考になりましたし、やはり合議制による多様性が確保された議会の中で様々な論点が出るということについては、私たち自身の整理にも大いに活用させていただいております。

どのような形で事業者側から聴取するかは、専ら議会で決めていただくことになるとは思いますが、私どももぜひ議場に入れていただいて、かつ市民に開かれた公開の場で実施していただくようお願いを申し上げたいと思います。そのことだけ要望としてお伝えをさせていただきます。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 今までのるあって、私のほうからはちょっと新税について伺いたいのですが、せっかく前回提案して、委員長のほうから計らいがあって東京電力ホールディングスさんと、そして日本原子力発電さんをお呼びいただいて、感想として全然進まないし、また逆に言えば後退しているみたいなイメージを受けてしまいました。大変残念です。さっきの市長の言葉を借りれば、市や議会、そして市民に向いているのではなくて、特定な部分、人、組織を守るために一生懸命になったような感じさえ受けてしまいます。

そこで私としては、市長、どうなのでしょう、決められないということがはっきりしてしまいましたので、もう事業者とは見切りをつけて、総務省のほうとの協議に入ってもいいのではないかと。私も市長、あなたと同じで、あまり気が長いほうではないものですから、そちらのほうにいったらいいか

と思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

後退したというのも、まさにそういう気持ちも私にはありまして、何が後退したかというところ、いろいろ突き詰めていったときに、事業計画がないというところに行き着いてしまっているというのが、まさに後退しているなという感じはすごくしています。

ただ、今のご指摘のとおり、もう1年以上にわたって協議していますので、十分に意見交換できた。そして、今回議会にも招致をしていただいて、それぞれから意見聴取ができました。その後私どももそれを踏まえてヒアリングもできましたので、もう十分に意見交換し尽くしたなというふうに思っています。とりわけ東京電力へのヒアリングの中では、次のステップに進めるような多くの言質を得たというふうに理解をしています。

今後は、核燃料サイクルをめぐる諸情勢にも考慮しながら、交渉期限を明示した上で、これは大瀧議長からの厳命でもありますので、国に条例案を提出させていただきます。

○委員長（富岡幸夫） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） そうですね、私もそのほうがよろしいかと思えます。まずは税率が高い、高いと。これは例えばほかのところは六百云々とか八百云々とか。ただ、ここの場所とロケーションが全くとは違うわけですよ。同じ中で運んでいるところは620円とかになってもいいですけども、では計画もなく高い、高い、それは何が高くして何が基準になっているのかさえ、はっきり言って分からないと。それこそ論理が矛盾してしまっていると、自ら露呈してしまっているわけですよ。そういうところがありますので、せっかくそのために一部条例を変えて交渉の余地ありの、ある意味こちら側から少し助け船を出しているのにもかかわらず、全然そういうのがならないと。そういうところについて、こうした中で税率について今後どのような形で、数字で、意味で、総務省と進めていくのかをまずお伺いしたいと思います。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、現状の税率が前提になります。ただ、引き続き減免協議ということの場にはあるということだと思っています。

大事なポイントは、総務省協議で税率が決まるときに、決まるというか、同意してもらったときに、納税者の主観的な納得というのは要件ではないのです。つまり向こう側が、事業者の側、特定納税義務者のほうが幾らだったら

いいですよという話が同意の要件ではないのです。それは当たり前の話で、例えば消費税をこれから15%にしますという話を国民いきなり投げたときに、多分政府がやるという判断があれば、国民の90%の人はやめてくれと言っても、それはやらなければいけないことはやるのです。それと同じで、特定納税義務者の主観的な納得というのは、総務省の同意の要件ではありません。専ら要件となっているのは、国税または地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重になること。住民の負担が著しく過重ですから、特定納税義務者の負担が著しく過重になっている。そのことは要件になります。

それから、地方自治体間における物の流通に重大な障害を与えること。これは関係ないです、恐らく。国の経済施策に対して適当でないこと。これも各地で税をやっていますから、これも関係ないことです。ですから、実質的には住民の負担、つまり特定納税義務者の負担が著しく過重になっているかどうか、ここだけが問われることになりますので、そこには該当しないということを丁寧にご説明をさせていただくということで、国との協議は進めてまいりたいと考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） なかなか難しく、半分も理解できなかったのですけれども、市長、最後に1つ。

たれば話というのはあまり適当ではないですけれども、事業者は青森県の話もしているわけですよ。今後青森県が、多分ないとは思うのですけれども、では課税について県のほうも、いよいよむつ市が動き出したときに動くかもしれない。そのときに、ないとは思うのですけれども、何回も念を押して大変恐縮なのですけれども、お話をむつ市としたいとした場合、どのように考えますか。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 来たときに考えます。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 7ページのむつ市使用済燃料税条例について、新税についてのくだりなのですけれども、最後の「今後の論点」の中で、「年明けに、現時点で総務省から示唆をいただいている課題を処理し」とあるのですけれども、この「課題を処理し」というのは、多分前のいろいろな資料を見ますと、過重負担とならないよう留意することが必要とか、そういうくだりがあるのです、総務省からのアドバイスといたしますか。多分そういうことだと思ふのですけれども、ただ今現時点でR F Sといたしますか、特定納税義務

者からも具体的な税率案にも言及がない現状で、これ以上進展は望めないと思います。

そこで私は、「課題を処理し」とあるのですけれども、処理できなくても、ぜひ総務省との協議に持っていきたいというような思いですと今まで発言しているのですけれども、そのことについて再度お尋ねします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

7ページで書かせていただいている「総務省から示唆をいただいている課題」というのは、条例上の技術的な課題の話でありますので、そこは技術的に解決をして、提出をするということでございます。内容については、総務省も一応相手のあることですので、この場では申し上げられませんが、それがあるから協議ができないとか、そういうレベルのものではないというふうに理解をしていただきたいと思います。

○委員長（富岡幸夫） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 分かりましたというか、その業者の了解を得ないと総務省協議に持ち込めないということは、絶対条件ではないのですよね。そこを確認します。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） その点については、総務省に確認をしてございます。法定外普通税で、核燃税ということではないのですけれども、法定外普通税の中で特定納税義務者との関係で、税率に折り合いがつかずに総務省同意を得た事例というのも複数ございますので、そこが必須条件になっているということではないと我々としても理解していますし、総務省からそういう見解もありますし、さらには事例上もそのようになってございます。

○委員長（富岡幸夫） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 総務省は、自治体から協議を持ち込まれてきた場合、同意に係る標準処理規則は3か月というような、一応規則、そういうふうになっているのですけれども、この3か月を見込んでと思うのですけれども、それ以上長引くことも当然考えられるのですけれども、一応その3か月でもし許可が下りた場合の手順とか今後の対応というのは、どのようなことになるのでしょうか。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 同意を得られれば、その時点で実質的な、形式的な要件ですかね、実質的な要件はもう満たしていると思いますので、形式的な要件がその条例が満たされることになります。いつ搬入されても課税ができる

- と、そのような状況になるというふうに理解をしていただきたいと存じます。
- 委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。
- 委員（工藤祥子） ちょっと気になることがありましたので、市長に確認したいのですが、先ほど市長は、中間貯蔵施設から燃料の行き先として、稼働している再処理工場に持っていくということで回答を得られて安心したような、そういうような発言をしていますけれども、今の六ヶ所再処理工場も25回も延長しています。そして、2005年の県民説明会の中では、六ヶ所の再処理工場ではなく、それに続く第2再処理工場というふうな答弁をもらっていますけれども、どちらのほうのことを考えているのでしょうか。
- 委員長（富岡幸夫） 市長。
- 市長（宮下宗一郎） 今回エネルギー基本計画の改定に合わせて、パブリックコメントというのが実施されました。私どもむつ市としても、パブリックコメントでしか意見を言う機会がありませんでしたので、この中間貯蔵施設からの搬出先について国の見解を問うたところ、その搬出する時点において稼働している再処理工場に搬出するというふうな答えがありましたので、そのことを先ほどお伝えしたということでございます。
- 委員長（富岡幸夫） 工藤祥子委員。
- 委員（工藤祥子） 高速増殖炉のサイクルは、もう本当に見通しがなくなりまして、今MOX燃料ということでプルサーマル計画が取り沙汰されていますけれども、そのプルサーマル計画に持っていくということも考えているのでしょうか。そして、プルサーマル計画で燃やしたものは、再処理はもはやできない、イギリスもフランスもできないということでストップしていますけれども、それでも市長は期待しているのでしょうか。
- 委員長（富岡幸夫） 市長。
- 市長（宮下宗一郎） 期待しているとかしていないとかではなくて、先ほどプルサーマル計画の質疑が岡崎委員からあったと思うのですが、それをちょっと振り返ってみたいのですが、プルサーマル計画そのものは、現状高速増殖炉ではないですからね。プルサーマルは別ですから、別の輪ですから、軽水炉ですからね。そこがちょっと混在しているような気がします。少なくともまず核燃料サイクルにおいてプルサーマル計画があって、全量再処理の方針があって、その全量再処理の方針に基づいて再処理されていくという方針が今国の中であるというふうなことを説明させていただいて、しかもそれがしっかりと事業者の側がプルサーマル計画をやる意思があるのかということを確認して、意思があるというふうな整理になったというふうに先ほど報告をさせていただいています。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） そして、そのプルサーマル計画で出た核のごみがサイクルできるとお考えでしょうか。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

それは、何を聞いているのかちょっとよく分からないのですけれども、まず少なくともそういう仕組みになっているということでありまして、また現状再処理工場が何か廃止されたということではなくて今造っている状況ですよ。ですから、それが造られて稼働すれば、その搬出先があるということが確定したということをお願いしたということをお願いして理解してください。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 私も23日のヒアリングにオブザーバーとして出席させていただきましたけれども、まずもって前進ある答弁が何もなかったということに物すごくがっかりしております。

冒頭に大瀧委員のほうからの質疑、答弁、重複の部分もあるかと思いますが、共用化について若干質疑したいと思っておりますけれども、概要にある最終貯蔵量の5,000トンは変わる見込みがなく、事業計画がない中、共用化自体起こり得ないということがよく分かりましたけれども、東京電力の宗常務からは、ちょっとストレートに入ってこない答弁でしたが、「共用化については、搬入計画はないということで、我々としてはそれ以上に地元の理解を得られるというステップに進めるということもない」、何かストレートに頭に入ってこないのですけれども、「と思っている」と発言がありました。事業計画が示される前に、共用化の話に進むことはないということが我々と共通認識であるということが確認できたと思っておりますけれども、この私の理解がよいのか、市長の見解を伺いたいと思っております。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

もうそのとおりだと思います。それ以外の解釈の余地はないというふうに東京電力の答弁からは私自身は感じております。今佐々木隆徳委員のほうからもありましたけれども、前進させるような答弁がなかったというふうな形でいただいている、私はどちらかというと、向こう側から前進させようとする意思がないというか、そういう答弁がなかっただけで、物事は確実に私たちのヒアリングでこれ進みます。

今の質疑にあえてお答えすれば、電事連の会員事業者である東京電力が自

らの計画の提示が先だというふうに述べましたので、この点はおよそ1年かかりましたけれども、すっきりと整理がされたというふうに思います。一方で、その事業計画を、我々はどちらかという受払計画を事業計画としてこれから議論を進めていきますが、いずれにしろ受払計画だとしても、他の電力の入る余地がないものに今の時点でなっていますので、とにかく共用化の論点については整理ができたというふうに考えております。

○委員長（富岡幸夫） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 市長はヒアリングで、東京電力に対しまして、具体的な事業計画なしに共用化の議論はあり得ないと明確に伝えていただきたいと求め、東京電力の宗常務は、電事連のほうに伝えるように努めたいと答えました。そのことについて、今後東京電力に対しどういう形で確認し、また電事連に対しても市として何か発していくのか、その点についてお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 今日特別委員会があるということになっておりましたので、現時点では何もしておりませんが、今日の議論も踏まえて、年明けには文書で伝えていきたいというふうに思いますし、その伝えた結果についてもしっかりとヒアリングというか、確認をしていきたいと、このように考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 同僚の委員の質疑、市長の答弁を聞いていて、本当に心から残念に思うのです。12月7日の特別委員会での東京電力、日本原子力発電のヒアリング、そして12月23日の市長及び議長、委員長のときのヒアリングを聞いて、本当にこれでいいのかなと思うような相手方の説明でありました。このことについては、本当に私は特別なことだと思っているのです。両電力呼んで、この場でそういう説明を受けるということは。なぜならば、このむつ市が誘致したのです。それで、誘致したときには、それなりのきちんとした説明の中で誘致したと。それが今になってこのような形の中で特別委員会で行うと。本当に残念です。

特に市長も聞いていたと思うのですけれども、前回での私の発言ですけれども、宗常務に対して、今日のような説明をして、むつ市民にこの誘致が受け入れられたのかと質疑をしました。残念ながら、本当に明確な説明がなかったわけでありまして、市長は当時、この地域にはいませんでしたけれども、宗常務の説明を聞いて、本当にそのようなことであれば立地が可能だったのかどうか。市長は、市民としてどのような思いでいましたですか。

もしできましたら、市民に立っての説明をお願いします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） いや、もう本当に率直に言いますけれども、それは難しいと思います。立地なんかできなかったと思います。というのは、だって足元の計画も示せないのに、市民が納得するわけがないです。自分が市民だとしてもそう思います。

一連の説明を聞いていて、何を説明して立地したのかということと思うぐらい、少し残念にというか、ちょっと考えられないなというような思いであります。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 事業計画についても、新税についても、こうした対応を見るにつけ、市とは平行線をたどることが節目のような対応になっていると。特に新税に関しては、青森県に相当気を遣っているのではないかと私は思います。新税の協議が始まった、ヒアリングをやったが、結局明らかになったのは、こうした事業者の姿勢と、さらに言えば、こうした事業者のこれでもいいのかと、任せていいのかという思いだけが残ったこの一連の特別委員会だと私は思っています。

それでも私どもは、二十数年前にむつ市の将来を思って誘致した、そういうことを含めて、これからもそれなくして私どもむつ市の明るい未来はないと私は思っています。そういう中で、新税の協議は進めていかなければなりません。今回のヒアリングを含めて、今年1年の中間貯蔵をめぐる課題について、最後に市長、総括してもらいたいと思います。できる範囲で説明をお願いします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 本当にこの1年というか、まずこの問題に対するメディアの取り上げられ方というか、これもかなり変わってきたなというふうに思うのです。ずっとやってきたのは、新税についてずっと議論してきているのですが、新税について進展があるかどうかということよりも、大事な根幹の事業計画を示せないという部分が、これがあまりにも報道が小さいとか少ないとか、本当に大問題ですよ。100万人を超える県民がみんな怒ってもいいぐらいの問題だと思うのです、むつ市民はもちろんのこと。ところが、枠組みが税だったから、そこが税の進展がないというところにとどまっていますけれども、そういう問題ではないですよ、これ。そこに私は一番苦慮しました、はっきり言って。どうやったらこの問題をみんなが自分のこととして考えてくれるのだろうかということに一番苦慮しました。

ただ、委員の皆様とは、特別委員会等通じて意思疎通はかなりできましたので、そこは車の両輪として進めてこられたかなというふうには思っています。その部分については、本当に皆さんには感謝を申し上げたいというふうに思っています。

総括ということですがけれども、私基本的には国であろうと青森県であろうと、大企業であろうと、市民の代表として言わなければいけないことははっきり言わせていただきます。そして、率直に言おうと思っております、言葉を選ばずに。市民を守らなければいけないという場面では、なおさらやっぱりはっきり言わなければいけない。常に市民の皆様のを向いて、やらなければいけないことを進めていくことだけなのかなと思っております。

核燃新税の事業計画の話はもっと根幹ですがけれども、核燃新税の成立というのは、何回もここで議論して何回も言わせていただいて、もう繰り返しになりますけれども、50年先までのむつ市政にとって、本当に極めて重要なことです、これ。自分たちで自立して、継続してこのまちで生活していくことと、次世代に新しいむつ市をつくるチャンスを与えるという意味では、最も重要なことです。どんなに夢があって理想があっても、財源がなければ何もできないですよ。何もできない。皆さんから一般質問、たくさん要望を受けても、財源がなければ何もできません。それを今議論しているのです。もしかして100年に1度の議論かもしれない。私たちの政治的な結集にかかっている。

前市長がこの税を表明してから12年になります、新税をやると。そろそろ決着をつけたいというふうに思いますし、その決意を改めて述べさせていただきます。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 12月23日の両電力のヒアリングの中で、大瀧議長の発言の中で、市長は言質が取れたと発言されました。市長は、何手も先まで読んで物事を進めている市長です。市民の中には、事業者との関係を心配する声もありますが、私は市長の、2期8年目に入るのでありますが、その政治手法、行政手法を見ていますから、全く心配していません。むしろ私は、次に市長がどういう手法を使って両電力、国、電事連に対処していくか、逆に楽しみです。

中間貯蔵事業と新税の問題は、そろそろ決着をつけなければなりません。それは、誘致に携わった私自身の政治生命をかけた使命であるからです。年は越すことになったが、来年はぜひ決着をつけていただきたいと思っております。

市民の多くも、そのことを大きく望んでいます。

このことを要望して、私の質疑を終わります。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で、本日の報告に対する質疑を終わります。

最後に、次回の審査内容についての協議となりますが、このことについてご意見等がある委員はご発言を願います。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） 特に発言がありませんので、次回審査は、むつ市使用済燃料税等に関する動向を注視しつつ、適切な時期、内容により審査するという事で正副委員長にご一任いただきたいと思います。決定次第委員の皆様へに通知することといたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのようにいたします。

お諮りいたします。本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会は、これで散会いたします。

（午後 2時17分 散会）

上記のとおり相違ありません。

使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会

委員長 富岡幸夫